

農協、漁協など農林漁業団体にお勤めだった方



農林年金に
住所が
未登録の方

特例一時金を
もらい忘れていませんか？

令和7年3月末で請求期限(時効)となります！

お急ぎください！

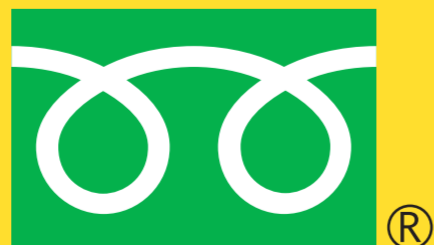
特例一時金の対象者

改正法の施行日(令和2年4月1日)の前日(基準日)において特例年金の受給権を有している方(退職給付、遺族給付、障害給付のすべての受給者)。

基準日において特例年金の受給権を有していないが、厚生年金と農林年金の統合(平成14年4月1日)より前の農林年金への加入期間が1年以上ある方。

平成8年12月末までに団体を退職された方の住所情報が未登録の可能性あります。そのため特例一時金のご案内をお送りできず、特例一時金を受け取れない方がいます。令和7年3月末に請求期限(時効)となってしまうため、お心当たりのある方はまずはお電話でお問い合わせください。

農林年金
住所登録センター



0120-199-1555



農林年金
農林漁業団体職員共済組合

〒110-8580 東京都台東区秋葉原2番3号

<https://www.norin-nenkin.or.jp/>

農林年金

検索

詳細については右記のQRコードからも確認いただけます。お問い合わせはお電話でも受け付けております。



@norin_nenkin

SNSでも情報を発信しております。ぜひご覧になっていただき、フォローをよろしくお願いします。